

## 生駒市生涯学習まちづくり人材バンク設置要綱

### (設置目的)

第1条 生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能等を有している人材を発掘し、その情報を提供することにより、市民の多様な学習活動を支援し、豊かな地域社会をつくるため、生駒市生涯学習まちづくり人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 人材バンクの事業は、次のとおりとする。

- (1) 人材の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材の発掘及び養成に関すること。
- (4) その他人材バンクに関し必要なこと。

### (登録の分野、対象及び資格)

第3条 人材バンクの登録の分野は、生涯学習に関するあらゆる分野とする。

- 2 人材バンクに登録する対象は、生涯学習についての理解やボランティアへの熱意を持ち、知識や経験、技能を地域社会に積極的に役立てようとする意欲のある個人又は団体とする。
- 3 人材バンク登録に際し、国籍、住所などは問わない。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする場合は登録できないものとする。

### (登録方法)

第4条 人材バンクに登録しようとする者は、生駒市生涯学習まちづくり人材バンク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を生駒市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、提出された申請書が、適当であると認めた場合は、人材バンクに登録するものとする。

### (登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

### (登録の取消)

第6条 教育委員会は、人材バンクに登録した者（以下「登録者」という。）が次の各号の

いずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申請書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 人材バンクを利用して政治活動、宗教活動又は営利行為をしたとき。
- (3) 社会的信用を失墜するような行為をしたとき。
- (4) 登録者から取消しの申出があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が不適合と認めたとき。

(登録者の役割)

第7条 登録者は、人材バンク利用者の要請に応じて講義、実技指導、学習活動の支援などを行う。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会へ生駒市生涯学習まちづくり人材バンク登録事項変更届（様式第2号）を提出するものとする。

(登録の更新)

第9条 教育委員会は、登録者が申請書を再度提出することにより、その申請内容を適当と認めた場合、登録を更新することができる。

- 2 前項の申請書の提出期限は、第5条の登録期間満了日の2ヶ月前から満了日までとする。

(登録情報の公表)

第10条 登録者の登録情報は、申請書に記載された事項とし、原則として住所以外は公表するものとする。ただし、登録者の申出により、性別及び生まれ年については、公表しないものとする。

(人材バンクの利用)

第11条 人材バンクを利用できる者は、市内に在住し、在勤し、若しくは在学している個人又は市内で活動している団体（以下「利用者」という。）とする。

- 2 政治、宗教又は営利を目的とする場合は、人材バンクを利用することができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が適当であると認めた場合は、利用することができるものとする。

(利用者負担)

第12条 登録者に対する謝礼等は、本要綱の設置目的に基づき、利用者の過重にならないものとする。

(報告)

第13条 登録者は、第7条に定める講義、実技指導、学習活動の支援などの要請を受けた場合は、教育委員会に生駒市生涯学習まちづくり人材バンク学習活動支援報告書(様式第3号)を提出しその旨を報告しなければならない。

(傷害保険)

第14条 登録者及び利用者は、事業実施に伴い、危険が予想される場合は、傷害保険等に自ら加入するものとする。

(事故)

第15条 第7条に定める活動に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

(所管)

第16条 人材バンクは、生涯学習担当課が所管する。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年3月1日から施行する。ただし、第10条及び第11条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により提出されている様式は、この要綱による改正後の要綱の規定により提出された様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する旧要綱の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。